

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

会報 29 号

2016 年 1 月 8 日

〒467-0853

名古屋市瑞穂区内浜町 1-15

加藤伸久方

TEL/FAX 052-811-8069

URL: <http://www.dousuiro-aichi.org/>

迎春

2016 年元旦

今年もご支援・ご協力よろしくお願いします



2015/9/17 「控訴審」判決・入廷行進



同 「不当判決」を支援者に速報

名古屋高裁は昨年 9 月、導水路中止裁判について地裁判決を踏襲し、控訴を棄却した。高裁の判断は、原告住民が明らかにした「不都合な真実」（愛知用水地域の水需要は目標年 2015 年になっても基準年 2000 年を下回っており、「徳山ダム供給水は不要」）にダンマリを決め込み、「木曽川水系は渇水の頻度が高く、流域の給水人口は増加傾向」「長期的に安定した給水の必要性から、余裕を持った想定需要を設けることは許容される」と、行政の下僕に成り下がったものだった。まさに高裁の責務を放棄するもので、文字通りの「不当判決」だった。

これに対し、「愛知の会」は昨年 9 月、完全な水余り状態のなか 890 億円もの公金を投入する導水路事業はムダを超えた「犯罪的行為」と、最高裁へ上告（審理は第三小法廷）した。

他方、民主党「コンクリートから人へ」政権の公共事業見直しを受け、凍結・検討扱いの導水路事業はアベ暴走政権の下、4 年ぶりとなる昨年 11 月に第 3 回「検討の場」（幹事会）で動き出した。「会」では、中部地整へ「参画継続を検討中」と公式回答している名古屋市が事業撤退に向けた行動を促すよう、市議会全政党へ要請を行う計画です。

P 1	新年のごあいさつ（迎春 今年もよろしくお願いします）	
P 2～5	報告-1	12/5（土）・最高裁「上告」決起集会&記念講演会が開催！
P 6～7	報告-2	市議会各派へ要請行動、その 1（減税なごや&共産党）
P 8～9	国交省が 2016 所管ダム事業【直轄・水資源機構】予算案を 12/24 公表	
P 10～11	石木ダム建設工事差止め仮処分の申立人になってください！	
P 12	会員・サポーターの皆さまへ “イベント&署名” 協力をお願いします	

「控訴審」判決は、原告住民が明らかにした事実から目を背け、真実を無視し続ける愛知県行政や地方裁判所を庇い、高等裁判所の責務を放棄するもので「不当判決」そのものでした。



完全なる水余り状態のなか、890 億円もの公金を投入する「導水路」事業はムダどころか、ムダを超えた犯罪的行為ゆえ、きっぱり中止！をと本年 9 月、最高裁へ上告の「導水路」中止裁判について、「導水路はいらない！愛知の会」は 12 月 5 日(土)、名古屋市中区の東別院会館 2F 会議室で最高裁「上告」決起集会&記念講演会を開きました。

集会では冒頭、小林共同代表より“これまでの皆さまのご奮闘とご協力に謝意を申し上げます。引き続き、最高裁での勝利判決めざすたたかいもよろしくお願いします。「導水路」を巡っては、アベ暴走政権の下「検討の場」会議が 4 年ぶりに動き始めたが、関係自治体が事業撤退に向けた行動を起こすよう、とりわけ「事業」へ参画継続を検討中の名古屋市には強力に働きかけたい”と「会」を代表しての挨拶がありました。



その後、岐阜「長良川市民学習会」・武藤 仁事務局長と、三河「設楽ダムの建設中止を求める会」・市野 和夫代表のお二人より連帯挨拶をいただきました。



国連食糧農業機関（F A O）が、12 月にも「清流長良川の鮎」を世界農業遺産に認定の見込みだ。いま凍結中の導水路事業に再開の兆しがあるが、徳山ダムから冷たい水（温度差 5℃）が長良川に放水されると、産卵場も伝統漁法も姿を消すことになる、認定から外されることになる。絶対導水路事業を許してはならない。



総工費 3 千億円もの公金差止を求める「設楽ダム住民訴訟」の最高裁判決は、昨年 5 月に棄却だったが、「地質地盤の要件を欠く設楽ダム事業は中止するほかない」と、しっこく地元での勉強会や国交省中部地整への申入れを行っている。立木トラスト運動など、ダム不要の明確な世論を作り上げて「中止」に追い込みたい。

次いで、上告人を代表して、宮崎 武雄さん（半田市在住）、田中 万寿さん（瑞穂区在住）、鳥当 暁人さん（天白区在住）より“ムダな「導水路」事業は中止”との決意表明がありました。



1994 年渇水時、知多半島では 19 時間断水が 3 週間も続き、大変苦勞した。断水が解除されたのは時の愛知県知事が頭を下げて、農業用水を上水に転用してもらったからだ。渇水に役立つのは、縦割り行政を改めての柔軟な運用と日頃からの節水が決め手だ。「ダムや導水路」推進の方々が検証はセレモニー、止めて頂きたい。



先日、我が家で漏水、駆けつけた名古屋市上下水道局の診断では「至急に取替が必要」とのこと。工事は宅地内が水道工事店、道路は局がユンボまで出動しての大規模となった。我が家の臨時出費も大変だったが、道路は局が負担で大助かり……局のお金はムダな導水路ではなく、古くなった水道管の更新に使って下さい。



2013 年 3 月発表の「新水道ビジョン」では、2060 年には水需要が 4 割減少するので事業規模を段階的に縮小する水道計画論が必要と施策を示した。とりわけ、愛知県のような水道用水供給事業者には、「給水実態に適合した事業規模の設定や効率的な施設運用を検討する役割」を提示している。今こそ愛知県は撤退すべきだ。

お知らせ

※在間弁護士「ミニ講演」と今本京大名誉教授「講演」や、「導水路」裁判の法廷に「原告・被告」が提出の書証は、当会HP (<http://www.dousuiro-aichi.org/>) をご覧下さい。なお、メール環境にない方はご遠慮なく事務局（会報P 1 右上覧に掲載）へご連絡下さい。

ミニ講演では、「上告」決起集会に参加の皆さまへ配布の冊子には、『徳山ダム導水路公金支出差止上告事件の上告理由と上告受理申立理由の要旨』を収録しましたが、講師である在間弁護団長の配慮により変更しました。

具体的には、「重要な『高裁判決が沈黙して答えなかったこと』に絞って、理解しやすいように報告したい」との意向により、演題は『徳山ダム導水路公金支出差止住民訴訟／問題に答えず沈黙する高裁判決』と変更し、パワーポイントを使つての講演となりました。



●ミニ講演の概要

1 財務会計行為が違法となる原因行為の違法

「丹後土地開発公社最高裁判決」（費用負担義務の不存在確認請求の公法上の法律関係訴訟により**違法を是正して負担・支払義務を解消することができる**）との**控訴人住民の主張に対して、沈黙して判断せず。**

2 撤退通知がある場合の水道負担金支払い義務

「事業からの撤退通知をしても自動的に事業実施計画が変更されるものでない」というだけ。
「事業からの撤退通知があると、（自動的に）工事ができず、工事がされなければ費用負担金が発生せず、具体的な負担義務つまり支払い義務は生じない。」については、全く判決に記載せず。

3 流水の正常な機能の維持のための必要性

ヤマトシジミの生息のために必要な流量として求めなければならないのは、当該流量での塩化物イオン濃度でヤマトシジミの生息が満足されている流量ではない。

当該流量がなければヤマトシジミの大量斃死が起こらない塩化物イオン濃度（30 日間連続で 11,600mg/L）になる最低限度の流量である。

高裁判決は、このことについて**沈黙し、全く述べていない。**

4 新規利水の供給のための必要性

愛知用水地域の水道用水の、既存水源の近年 2/20 安定供給可能量が 611.8 千 m³/日であること、これは 2013 年実績最大給水量 491.3 千 m³/日を上回り、安全性を考慮して余裕を持った需要量の設定として許容されるという愛知県需給想定調査の需要想定量 611.6 千 m³/日とほぼ等しいことの需給検討（その結果、**徳山ダムの水は必要がなく、本件導水路事業は必要がないことになる**）については、**判決に記載せず、沈黙。**高裁判決は、**無知か、不都合な事実なので意図的に沈黙したか。**

5 新規利水の供給のための必要性（ダム検証）

※再開された徳山ダム導水路事業の検証に係る検討を補充

（名古屋市水道）……次ページの図を参照のこと

※利水参画者の参画継続の意思があることが検討の前提

* 名古屋市は「参画継続の意思有り」「何 m³/s 必要」の回答はしていない。

検討の場（第 2 回幹事会）資料-3 に記載されている「名古屋市から（の）回答で示した 1.7 m³/s をもとに検討を進めてほしいという意向」（これでは不十分）、もない

→ 検討を進める前提条件がかけている。

* 木曽川水系フルプランの目標年（2015 年）に達した。

→ **検討の前提条件が変わり、改めて参画継続と妥当性の確認が必要。**

フルプラン基準年(2000年)後の需要実績



<参考>

2015/9/17 名古屋高裁・「導水路」中止裁判のおもな争点(事務局編集)

争点	高裁判決	不都合な事実
① - 1 流水の正常な機能の維持について (根拠)	木曽川の成戸(24.1 km)地点より下流の河川環境のための流とは、動植物の生息・生育のための流量。「木曽川水系河川整備基本方針説明資料」において、代表種をヤマトシジミとし、生息限界となる塩化物イオン濃度を11,600 mg/Lとして、同濃度以下にするには流量50 m^3/s が必要としていることが根拠である。	流量 50m^3/s がないと塩化物イオン濃度を11,600 mg/L以下にできないということは科学的根拠がない。
① - 2 流水の正常な機能の維持について (ヤマトシジミの斃死濃度)	ヤマトシジミは塩素イオン濃度11,600 mg/Lで30日間連続で50%が斃死するのであり、この結果をもって、ヤマトシジミがその濃度にさらされないように必要な流量を設定したというのは誤りということはない。	ヤマトシジミは同濃度11,600 mg/Lが30日間連続で50%が斃死するのであり、このようになる流量を設定しなければならないのである。木曽川下流部の同濃度は0~14,000 mg/Lの間で変化しているのであり、流量50 m^3/s 以下でも多数生息している。 生息事実について判断せず、無視
② 規利水の供給について	需要実績値と需要想定値とが乖離があるとしても、長期的に安定した給水を可能とする見地から、安全性を考慮して余裕を持った想定需要を設定して判断することも許容される、とした。	愛知用水地域の水道用水は、需要想定値は実績値の1.25倍と実績と乖離している。近年2/20供給可能量は安全性を考慮して許されるという需要想定値とほぼ等しい。供給過剰であり、徳山ダム供給水は不要である。 需要想定値は実績と乖離、供給過剰であることを無視

③ 事業からの撤退通知による 水道負担金支払義務の 帰趨について	地方裁判所の判決そのままであつた。(『 』内参照) 『事業から撤退の申出があつても、事業実施計画が水機構法所定の手続きを経て変更され、国交大臣の認可を受けない限り、退の申出者は従前の事業実施計画で定められている費用負担を免れることはできない。』	事業からの撤退通知がなされると、工事ができない。工事ができないと水道負担金は発生しないので、その支払い義務は生じない。 支払い義務が生じないことについて、判断をせず回避
---	---	--



記念講演は、今本 博健・京都大学名誉教授が熱弁！

**演題は、「いま河川行政に何がもとめられているのか」
—鬼怒川水害の教訓から—**

本「講演」動画のお知らせ

今本講師が50枚以上もあるパワポ資料を駆使して、河川行政の問題点を詳しく説明されます。

前編 <https://youtu.be/tSRwEwkld0M> (動画)、後編 <https://youtu.be/sXwzcx5eNaE> (動画)

● 講 演 の 柱

① 鬼怒川水害の教訓

ハツ場ダムや江戸川スーパー堤防にかまけ、支川の整備をおろそかにしてきたツケが回ってきた。ダムより堤防補強を優先するべきであった。

② 騙しのテクニック 事例 1

長良川河口堰建設の理由とされた浚渫を正当化するための過大な粗度係数の恣意的算定

③ 騙しのテクニック 事例 2

淀川水系河川整備計画における辻褄合わせの虚構

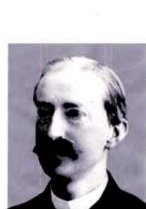
④ 騙しのテクニック 事例 3

川上ダムの建設を有利にするため、上野遊水池の越流堤を低くした「まやかし」

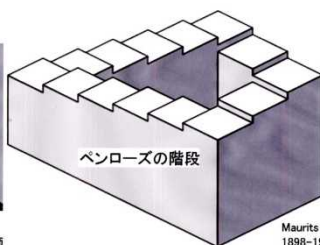
⑤ 騙しのテクニック 事例 4

天ヶ瀬ダムの治水容量不足を理由に大戸川ダムが必要という「嘘」

図ー1 河川工学の第一人者から 皆さまへメッセージ



George Arnold Escher
1843-1939 エリート河川技師
お雇い外国人技師として1873年に来日
三国港の改修・Johannis de Rijkeの盟友



Maurits Cornelis Escher
1898-1972 G.A. Escherの5男
18才まで土木技術を学ぶ
転じて版画家に 騙し絵の世界的大家

だまし絵に騙されても
河川管理者には騙されまいぞ

書籍案内

◆今本 博健+「週間 SPA!」ダム取材班 (著)
ダムが国を滅ぼす (2010/8/18)

出版：扶桑社、価格(送料込)：1500 円



「ダム」が必要なんてウソだった！ ダムが洪水被害を大きくする！ 今後、ダムは「造る」よりも「壊す」べき！

自称「元？学者」の今本京都
大名誉教授がついに激白！

※購読申込みは、「愛知の会」事務局まで

報告―2 市議会各派へ要請行動、その1(減税なごや&共産党)

9月の高裁「不当判決」、4年ぶり開催の11月「検討会議」(幹事会)、導水路事業を巡る状況が風雲急を告げています。関係自治体が検証をすすめる「検討の場」会議(事務局は中部地整)が、この先いつ何時「ゴーサイン」が出てもおかしくない危険な状況です。

これに対し、「愛知の会」では関係自治体(とりわけ、利水者である名古屋市と愛知県)が事業撤退に向けた行動を促すよう、特に事業への参画継続を検討している名古屋市には、「要らない事業にお金を使うな」「今なら負担金ゼロで撤退できる」ことを強く迫るべく、年末年始を山場に市議会全政党へ要請を計画、順次面談を実施していく予定です。

減税日本ナゴヤ会派……………12月7日(月)午後4時00分～5時00分

応対者：大村 光子団長、鎌倉 安男幹事長、鈴木 議員政審会長

市議会各派への要請行動、最初の訪問先は河村市長のお膝元・減税日本ナゴヤです。

前日が、減税現職議員の急逝に伴う市議会議員選挙・中区補欠選挙の投開票日。弔い選挙の結果は減税新人議員が当選とあって、選挙疲れも物ともせず担当からの話題「河村市長は当選直後の衝撃的な撤退表明、2013年市長選マニフェスト(導水路は不要、徳山ダムは伊勢湾浄化に使用)はぶれずに早期実現を！」についても和気藹々の雰囲気終始し、意思疎通は大いにできましたと考えます。

その際、市議会の中で減税ナゴヤが言い出しっぺにはなりにくいので主要3会派(自民党・公明党・民主党)とも会見して、その情報も教えてほしいという意向が伝えられました。



左から大村・鎌倉・鈴木の議員諸氏

共産党名古屋市議団……………12月14日(月)午後4時30分～5時30分

応対者：山口 清明政審会長、岡田 ゆき子経済水道委員

「導水路」事業に対する基本姿勢は明確(「事業」は不要、2014決算に反対)でした。在間弁護士の説明、「ア.『撤退』という用語の定義(独立行政法人水資源機構法 第13条第3項)、イ.撤退ペナルティのような不明瞭なものを排除するのが『撤退ルール』」(※詳しくは当「会」HPアップ、2015

「総会」・在間弁護団長がミニ講演「徳山ダム導水路事業からの撤退」を参照のこと。)も深く理解していただけたようで、充実した面談になりました。

終了時に、①撤退ルールを採用の具体的事例、②「検討の場」会議での愛知県の参画継続を表示の文書などを入手したいとの要望がありました。



左から岡田・山口の議員諸氏

対応 ①→近藤ゆり子(徳山ダムの建設中止を求める会)事務局長コメント:これまで『撤退ルール』を適用した十数例は、すべて何年も前から事業者と事業参画者が話し合いを重ねた末の円満撤退ばかり、撤退/撤退ルールが本来の使われ方がされないまま封印されてしまっているのが現状、※詳しくはブログ(<http://tokuyamad.exblog.jp/>)まで。②→P7掲載。

追伸 残る主要3会派(自民、民主、公明)については、1月中にも面談を実現したく、両共同代表が昨年12月、各会派議員団控室へ文書を持参して申し入れを行いました。

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について

■愛知県知事より平成22年11月30日回答

別添

1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

事業対象	水道用水
参画継続の意思	有
必要な開発量（導水量）	2.3 m ³ /s

必要な開発量は、「木曽川水系における水資源開発基本計画（第4次計画）」をもとに記載。

なお、水需給計画の点検・確認及び資料提供については、別添のとおりです。

2. 利水代替案が考えられないかの検討

対象事業	水道用水
代替案が考えられないかの検討	否

なお、利水代替案が考えられない理由については、別添のとおりです。

1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

（水需給計画の点検・確認について）

本県の木曽川水系における水需給計画は、国土審議会水資源開発分科会での審議を経て、平成16年6月15日に閣議決定された「木曽川水系における水資源開発基本計画（第4次計画）」（以下、「フルプラン」という。）と考えており、水源である徳山ダムはすでに完成しているところです。

なお、フルプランのうち水道用水の需要想定については、本県が算定し、国土交通省土地・水資源局に回答しておりますが、供給計画は算定しておりません。

（資料提供について）

平成16年3月30日 愛知県から国土交通省土地・水資源局へ回答

- 「木曽川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票（都市用水）」
- 「水需給想定調査（生活用水）参考資料」

2. 利水代替案が考えられないかの検討

（代替案が考えられない理由）

木曽川水系における利水計画は、平成16年6月15日付けで閣議決定された「木曽川水系における水資源開発基本計画（第4次計画）」であり、同計画に、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項として、木曽川水系連絡導水路事業が掲げられているため。

なお、今後、「関係地方公共団体からなる検討の場」において検討主体から提示された代替案について、その実現性や地域社会への影響などを踏まえ、公正、客観的な立場から意見を述べさせていただきたいと存じます。

—脱ダムは遠のく 5年で予算2割増 「継続」続出、中止5件—

国交省が2016所管ダム事業(直轄・水資源機構)予算案を公表 (12/24)

国土交通省所管ダム事業一覧【直轄・水資源機構】

No.	事業主体	事業名	平成27年度当初予算 (百万円)			平成28年度予算案 (百万円)			備考
			事業費	工事諸費及び営繕 宿舎費を除く	国費	事業費	工事諸費及び営繕 宿舎費を除く	国費	
1	北海道開発局	幾春別川総合開発	1,858	1,787	1,858	4,452	4,186	4,452	
2	北海道開発局	沙流川総合開発	4,116	3,902	4,116	5,350	5,095	5,350	
3	北海道開発局	サナルダム	6,355	6,205	6,355	5,662	5,352	5,662	
4	東北地整	津軽ダム	16,575	16,001	16,575	7,465	6,954	7,465	
5	東北地整	成瀬ダム	2,205	1,846	2,205	6,085	5,222	6,085	
6	東北地整	鳴瀬川総合開発	1,002	760	1,002	1,323	1,067	1,323	
7	東北地整	鳥海ダム	1,097	860	1,097	2,112	1,664	2,112	
8	関東地整	霞ヶ浦導水	1,139	652	1,139	1,253	731	1,253	
9	関東地整	ハツ場ダム	11,925	11,033	11,925	22,232	21,199	22,232	
10	北陸地整	利賀ダム	2,001	1,750	2,001	2,001	1,816	2,001	
11	北陸地整	大町ダム等再編	177	160	177	222	204	222	
12	中部地整	三峰川総合開発	559	395	559	974	820	974	
13	中部地整	新丸山ダム	2,353	2,018	2,353	3,434	3,135	3,434	
14	中部地整	殷栗ダム	3,774	3,297	3,774	5,216	4,706	5,216	
15	中部地整	天竜川ダム再編	355	318	355	435	397	435	
16	近畿地整	足羽川ダム	4,806	4,100	4,806	5,062	4,737	5,062	
17	近畿地整	大戸川ダム	1,351	1,175	1,351	1,351	1,185	1,351	
18	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	10,400	9,787	10,400	4,233	3,811	4,233	
19	四国地整	長安口ダム改造	4,140	3,766	4,140	6,076	5,666	6,076	
20	四国地整	中筋川総合開発	1,823	1,618	1,823	2,203	2,087	2,203	
21	四国地整	山鳥坂ダム	2,176	2,001	2,176	2,786	2,647	2,786	
22	四国地整	鹿野川ダム改造	7,058	6,706	7,058	3,367	3,103	3,367	
23	九州地整	大分川ダム	9,354	8,886	9,354	14,393	13,938	14,393	
24	九州地整	川辺川ダム	427	297	427	426	285	426	
25	九州地整	立野ダム	3,554	3,063	3,554	4,198	3,822	4,198	
26	九州地整	本明川ダム	738	614	738	1,256	999	1,256	
27	九州地整	鶴田ダム再開発	11,561	10,834	11,561	9,500	8,758	9,500	
28	九州地整	筑後川水系ダム群連携	79	67	79	82	67	82	
29	九州地整	城原川ダム	96	81	96	100	81	100	

No.	事業主体	事業名	平成27年度当初予算 (百万円)			平成28年度予算案 (百万円)			備考
			事業費	工事諸費及び営繕 宿舎費を除く	国費	事業費	工事諸費及び営繕 宿舎費を除く	国費	
30	水資源機構	思川開発	1,900	1,278	1,437	1,796	1,189	1,357	
31	水資源機構	武蔵水路改築	18,478	16,888	7,252	平成27年度完成			
32	水資源機構	川上ダム	1,460	775	1,457	2,181	1,420	2,177	
33	水資源機構	丹生ダム	298	59	163	298	59	163	
34	水資源機構	小石原川ダム	8,210	6,926	7,219	17,525	15,817	15,414	
35	水資源機構	木曽川水系連絡導水路	263	80	119	263	80	119	

※ 水資源機構事業の国費は、水資源開発事業交付金である。

(出典：国交省のHP)

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/h28/h28damyosan.pdf

コメント — ① 「水源開発問題全国連絡会」共同代表 嶋津 暉之

12月24日、2016年度予算案発表に伴い、直轄ダム・水資源機構ダムの予算案も公表されました。この予算推移について今日の東京新聞夕刊に、「脱ダムは遠のく・・・」という記事が掲載され、ネット記事にもなりましたのでお送りします。

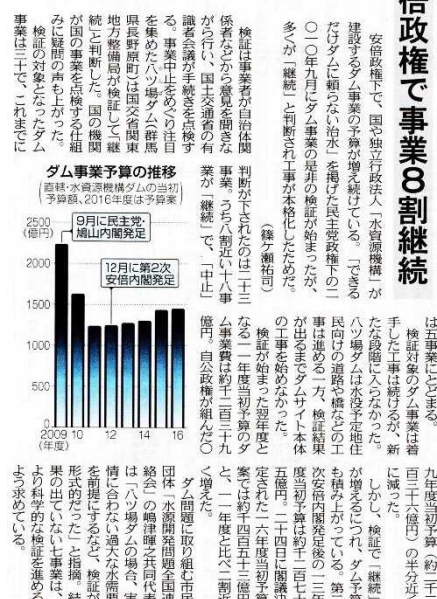
今年の夏まで東京新聞特報部におられた篠ヶ瀬祐司記者の記事です。この記事にあるように、直轄ダム・水資源機構ダムは30ダムが検証の対象になり、18事業が推進、5事業が中止になりました。残り7事業が検証中です。

中止の5事業は吾妻川上流総合開発、荒川上流ダム再開発、利根川上流ダム群再編、七滝ダム、戸草ダムであり、3事業はダム事業として明確なものではありませんでした。検証の結果が出たものは、ゴーサインが出てしまいました。

腹立たしい限りですが、屈することなく頑張りたいと思います。検証中の7ダム（利賀ダム、大戸川ダム、筑後川水系ダム群連携、城原川ダム、思川開発〔南摩ダム〕、丹生ダム、木曽川水系連絡導水路）は何とか中止にもっていききたいものです。

「脱ダム」一転 増える予算

安倍政権で事業8割継続



12月27日・中日新聞夕刊

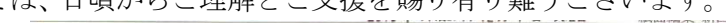
コメント — ② 「長良川市民学習会」事務局長 武藤 仁

人からコンクリートへ。アベ政権の暴走が止まりません。長い間マスコミで取り上げられることもなく、「導水路」が「取りやめになった」と思っている市民も多くいます。名古屋高等裁判所が9月に住民の訴えを棄却する不当判決を言い渡したばかりのことであり非常に危ない状況、来年が正念場です。ちょうど8年前「長良川に徳山ダムの水は要らない！」と声をあげた私たちですが、今まさにその原点に戻った取り組みが求められています。

お願い

拝啓 師走の候となりました。益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

石木ダム建設反対運動につきましては、日頃からご理解とご支援を賜り有り難うございます。起業者の中村長崎県知事と朝長佐世保市長は、地権者と多くの県民・市民の建設中止を求める声に耳を傾けず、建設を強行しようとしています。



長崎県当局が 5 月 19 日から再開した取り付け工事を、地権者と支援者は、さらなる強制収用を阻止するために、収用委員会の開催に反対して抗議行動を行い、これも中断に追い込んでいます。

この事業の建設計画は、佐世保の利水、川棚川の治水、双方とも破綻しているにも拘わらず、建設強行を図る彼らに対して怒りを禁じ得ません。地権者 110 人は、法的にも建設工事を阻止するために、石木ダム事業の認定取消訴訟を 11 月 30 日、長崎地裁へ提訴しました。



事業認定の取り消し訴訟に向けた決意を語る地権者ら
—長崎市筑後町、県教育文化会館（荒木勝郎撮影）

水需要予測の是非争点か

[illegible]

「主張を世間へ訴へるには裁判しか残っていない」「人事は尽して天命を待つ」。石木ダム建設事業をめぐり、反対地権者が国を相手に事業認定取り消訴訟を起した30日。提訴後に長崎市内で会見した反対地権者は、複雑な心境を口にしたが、もう手詰まりを強い決意を新たにした。

石木ダム訴訟

裁判しか残っていない」

反対地権者
古里守る決意新た

ダム建ちます。地には現在も旧地権者60人生活して居る。地権者の人、石丸勇三さん(66)は「これだけ人が住んでいたら強制収用はなだだうと考へてはダメだ、所有する由は既に強制収用され、異は予想に反して強引な手法をとってきた。『できず』裁判は避けたかった。苦しい戦いになるだろうがやるしかない」と覚悟を語った。

住民の大半は山口、早朝から工事現場の道に座り込み、工事着の阻止行動

を強いられている。反対地権者の代表格、岩下和雄さん(68)は「県は今回の裁判の判決が出るまで作業を中断すべき」と訴え、結果を受けた上で事業を再考すべきだと主張。最後は「工事は絶対にさせない」と強い口調で締めくくった。

2015/12/1 長崎新聞社会面

石木ダム対策弁護団は、更に石木ダム工事差止仮処分を長崎地裁佐世保支部に申し立てることを提案しています。この申し立てには、石木ダム建設反対の方はどなたでも参加できます。

石木ダム建設による被害は、地権者だけではありません。地域社会と環境の破壊、住民の福祉につながらない税金の乱費、そして住民の声に耳を傾けない行政による個人の尊厳の蹂躪など、国民的な被害です。馬奈木弁護団長は、石木ダム建設計画について、地権者側は既に理論では当局に勝っている。裁判官に地権者側の主張を認めてもらうには、いかに多くの人が申立てに参加するかにかかっていると言っておられます。

私たち団体は、この仮処分申立てに多くの方々が参加されるよう願って運動しています。貴方様のご参加を心よりお願い致します。お知り合いへもお知らせ下さいましてお誘いいただければ幸甚です。

敬具

2015 年 12 月吉日

石木川守りたい隊
水問題を考える市民の会

代表
会長代行

松本美智恵
篠崎 義彦

お願い

- ① 処分申立をするには、裁判所に収める印紙代・切手代などの実費費用がかかります。恐縮ですが、処分申立の申立人となる皆様には、最低1万円のご負担をお願いします。
- * 詳しくお知りになりたい方は、「石木川まもり隊」HPをご覧ください。なお、メール環境にない方は「事務局」(Tel 0956-80-1754)へお問い合わせ下さい。
- ② 処分申立人にならなくても、激励のおたより、カンパなどお寄せ下さい。大歓迎です。
- * 住所:「石木川まもり隊」(〒857-0834 長崎県佐世保市潮見町1-30-1311 松本方)へ送付願います。封筒・切手はカンパでお願いします。

論説

2015-12-2

禍根残す最悪の展開

石木ダム問題

東彼川町に計画される石木ダム問題で、反対地権者らがつくる原告団が11月30日、佐世保市を相手とする事業認定の取り消しを求める行政訴訟を長崎地裁に起こした。反対地権者が現住した事業が進む全国でもまれなダム計画は、ついに法廷に持ち込まれた。

石木ダムは、佐世保市の安定的水源として、川開川流域の水害対策も兼ねて利水、治水面の目的で県と佐世保市が建設を旨づけてきた。これに対し原告団は行政訴訟はない程度に改修されており、

別、当面の工事進捗(しんちよう)を阻止するため、県と佐世保市を相手に事業の差止めを求める行政訴訟を提起した。佐世保市の予測に反して給水量は増えない。万一の大洪水に備えるにしても、雨が降らなければダムにも水はたまりません。水は他の手段で融通するしかなく、ダムで対応できない。しかも、ダム建設は、土地所有者の権利を制限する。これは、憲法で規定された公共の福祉に反する。ダム建設は、土地所有者の権利を制限する。これは、憲法で規定された公共の福祉に反する。ダム建設は、土地所有者の権利を制限する。これは、憲法で規定された公共の福祉に反する。

原告団は、石木ダムの必要性の程度と、先相承の土地と生活を守るための住民の権利を比較すれば、明らかに後者がはるかに重い主張する。その理屈は単純だ。治水面が建設を旨づけてきた。これに対し原告団は行政訴訟はない程度に改修されており、

防犯や水源対策をより充実させるとしても、自治体には財政上限度があり、間違った支出は国民生活の向上に充てられるべき税金の使い道に影響する。住民に広く原告参加を要する。40年かかると言っても、事業は止まる。県は反対住民との対話を成り立たせることもできなかった。だが既に反対地権者の一部は強制収用され、家屋の一部も強制収用された。強制収用された住民は、当然ながら、本県の公共事業の歴史に取り返しのつかない禍根を残す最悪の展開というべきだ。(森永玲)

12/2 長崎新聞・社説



11/19 収用委員会(長崎市出島会館)



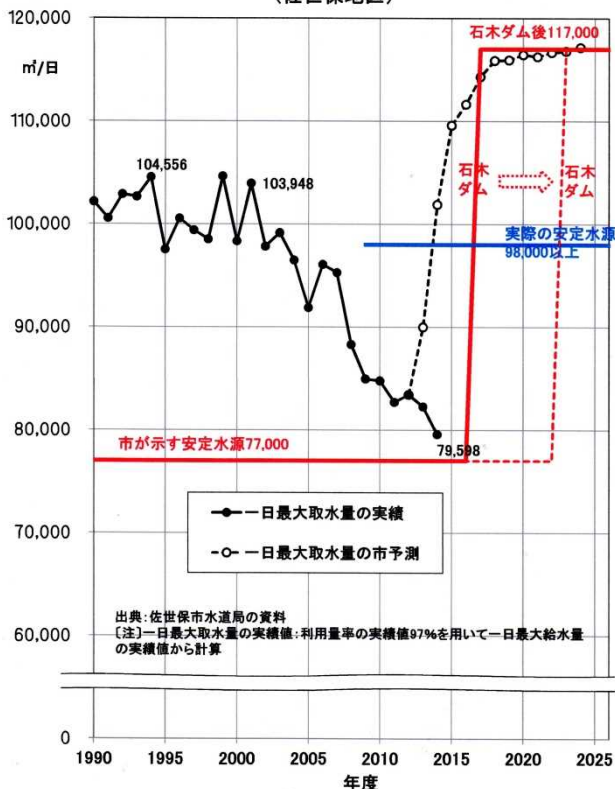
マスコミ以外は傍聴者ヤットアウト



↑傍聴を迫る川原(こうばる)住民
出入りをガードする県職員→



佐世保市水道の取水量と保有水源
(佐世保地区)



「先月の平均給水量」
(佐世保市水道局調べ)

2015年11月の平均給水量	68,542 m³/日
2014年11月の平均給水量	68,461 m³/日
5年前11月の平均給水量	71,449 m³/日
佐世保地区の保有水源量	105,500 m³/日

*「先月の平均給水量」:12月3日付け長崎新聞に、見出し「暖房器具や衣料品 販売ピークに連れ」の記事。この記事の一部を抜粋しておきます。「福岡管区気象台によると、11月の平均気温は長崎市で平年より2.1度高い16.4度と、2003年の16.7度に次いで過去2番目に高かった。日中は最高気温が25度を超える夏日もあり、汗ばむ日が多かった。」

揺らぐ県収用委の中立性

緒方秀一郎 (報道部)

「ブルドーザーを突っ込んで」「機動隊を入れるなど」と、石木ダム建設に反対する地権者への対応をめぐり、県収用委員の不適切発言は19日、県庁であった前任の感謝状贈呈式で言い放たれた。県議も務めた委員の言動から、県収用委員会の「公正中立」が揺れていると確信した。

委員は取材に対し、今月24日までの任期の任期中、石木ダム反対地権者の農地の明け渡しを求める裁決や、家屋を営む農地の裁決手続き開始などに関わってきたと認めている。同委員会事務局を務める県用地課は、委員会について「公正、中立」「公共の福祉に公正な判断をする」との言葉をのたまう。県議会の同意を得て知事が任命することになっているが、発言はダム建設を進めたい県側の立場に偏っていると、その後、委員は発言を撤回したが、そもそも任命が妥当だったのか、という疑念を抱かざるを得ない。当日は委員への辞令交付式もあり、再任された左護士から「(県に)うまいやり方を教えていただきたい」「事務局とこれと違ってスラムを組んでやってく」との発言もあった。公正中立は守られるのか、注視していく必要があると感じた。

10/21 長崎新聞

◆◆会員・サポーターの皆さまへ “イベント&署名” 協力をお願い◆◆

—生物多様性COP10から5年・長良川河口堰運用から20年—

① 1/31 (日) 「伊勢湾流域圏の再生」シンポジウム (同封チラシ参照)

問い合わせ先:「よみがえれ 長良川実行委員会」事務局(武藤宅 Tel. 090-1284-1298)



- *と き:午後1時30分～4時30分(開場:1時00分)
- *ところ:じばさん三重6Fホール(四日市市安島1丁目3番18号)
※近鉄四日市駅より徒歩3分、JR四日市駅より徒歩20分
- *定 員 100名(※資料準備などのため、事前予約願います。)

～「今も、あなたは視られている!」をテーマに～

② 2/6 (土) 「安心・安全?監視社会」講演会(チラシ参照)

＜問い合わせ先:「愛知県弁護士会 人権・法制係」事務局(Tel.:052-203-4410)＞



- *と き 2月06日(土)13時30分～16時30分
- *ところ 愛知県弁護士会館・5階ホール(裁判所庁舎北)
- *講演① 武藤 糾明弁護士(日弁連情報問題対策委員会副委員長)
- 講演② 原田 宏二氏(元北海道警察釧路方面本部長)
- *参加費 無料・事前予約不要(先着200名)

—黙っていたら、命も奪われる。あきらめない!やめない!大きな声を挙げよう!—

③ 1/19(火) 安倍内閣の暴走を止めよう!あいち集会&デモ(チラシ参照)

＜問い合わせ先:安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会(Tel.:090-9917-6998)＞



- *と き 1月19日(火)18:30～集会
19:00～デモ出発
- *ところ 久屋エンゼル広場
- *その他 【ブログ】<http://stopabenk.exblog.jp/10>

—県営公園大高緑地に恐竜パーク(来年7月オープン予定)はいりますか?—

① 「ディノアドベンチャーライド名古屋」は見直しを!(同封署名簿参照)

＜問合せ先:大高緑地を愛する会(代表 溝口宅 Tel. 052-622-4202、ブログ <http://s.ameblo.jp/aisurukai/>)＞



依頼文(要約)「地域住民には何の説明もなく、大高緑地に『ディノアドベンチャーライド名古屋』がオープンと大村知事が10月記者会見で突然発表。現地では急遽、『大高緑地を愛する会』を結成し、11月に約7,000筆の署名を県庁に提出するも、この1月から工事着工に進む気配です。計画を見直すべく署名にご協力お願いします。」

お願い 恐縮ですが、(封筒・送料とも)ご協力者負担で、「導水路の会」事務局(加藤宅)へ送付をお願いします。 ※集約の都度、「大高緑地を愛する会」へお届けします。